



山口労総発 0513 第 1 号
令和 2 年 5 月 1 3 日

山口県経営者協会会長 殿

山口労働局総務部長



労働保険の年度更新期間の延長等について（周知依頼）

平素より労働行政の運営につきましては御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 2 年度の労働保険の年度更新期間につきましては、別添リーフレットのとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和 2 年 6 月 1 日～7 月 1 0 日から令和 2 年 6 月 1 日～8 月 3 1 日に延長することとなりました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方におかれては、申請により労働保険料等の納付を 1 年間猶予することができます。

つきましては、年度更新手続事務が期限内に円滑に行われるよう、関係事業主への周知方、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせ頂くか、厚生労働省ホームページをご参照下さい。

(参考)

厚生労働省HPの労働保険の適用・徴収ページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html

山口労働局労働保険徴収室

担当： 石井 真由美

TEL： 083-995-0366